○農林水産省告示第七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成二年七月二十四日農林水産省告示第九百六十七号（二に係るものに限る。）、昭和六十三年十二月十五日農林水産省告示第二千三十八号（二に係るものに限る。）、平成十年五月二十七日農林水産省告示第八百五十八号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市池田町西山蔭七三六の一、上蔭五六四の一〇〇、西谷九一九、一〇一八、一〇二〇の一、東祖谷阿佐三六の一、三七の一、三八の一、三九の一、東祖谷今井一〇一、一一二、一一二の一、一一二の二、東祖谷小島二一六の三、二一九の一から二一九の三まで、二二四の三、東祖谷樫尾六三五の一、六三五の二、東祖谷栗枝渡二七七の一、二七七の五から二七七の八まで、東祖谷菅生五四七の一、五四七の四、五四七の五、五九七の二から五九七の四まで、五九八、五九九の一、六一七の一、六一七の二、東祖谷釣井四一六の一、四一六の二、四一六の三・四一七の二・四一七の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、東祖谷西山六六五、七〇七、七〇八、七一一、七一二、東祖谷元井三〇九、三一八の一、三一九の一、三一九の二（次の図に示す部分に限る。）、三一九の三、西祖谷山村西岡四二一の一から四二一の五まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県吉野川市山川町牛ノ子尾二一、二三、山川町榎谷一一、二四二の四、二四四、五六九の一、五六九の三、五七〇の一、五七二の一、五七七の一、五七八、五八〇、五八一、山川町大内二六五の二、二六六、四〇一、四一〇、山川町大藤谷二〇の一、一〇五の一、一〇六の一、一〇七の一、一二八、一三四、一七一、一七二の三、一七二の五、山川町川田赤岩七三の一、七三の一一、七三の一二、山川町楠根地六六六の一、六六六の四、六六六の六、山川町黒岩三二の一、三二の二、六二、六三、六八、山川町御旅館九の一から九の三まで、一〇の二、二〇、一三六の三、一三六の四、山川町鍋倉三七、山川町西野峯八、二九の一、二〇七の一、二〇七の二、二五〇の二、山川町西麓一一七の一、一一七の五、一一七の六、一一七の八、一一七の一〇、一一七の一二、山川町東麓二四の三、二五、八九の二、九二の三、一〇四の一、一〇五の一、一一一、一一二の一、一二〇の三、一二一、一六九、一七〇の一、山川町日鷲谷五の二、一九の一、一九の四、山川町矢落二三、三七の二、三九の三、四七、七三の三、山川町赤岩七三の六、七三の二一、七三の二四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

山川町牛ノ子尾二一・二三・山川町榎谷一一一・二四二の四・二四四・五七〇の一・山川町大内二六五の二・四〇一・山川町大藤谷二〇の一・一〇七の一（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、一二八、一三四、一七一（次の図に示す部分に限る。）、一七二の五、山川町川田赤岩七三の一・七三の一一・山川町楠根地六六六の一・六六六の四・六六六の六・山川町黒岩三二の一・三二の二・六二・六三・六八（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、山川町御旅館九の二、九の三、一〇の二・二〇・一三六の三・一三六の四・山川町鍋倉三七・山川町西野峯八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二九の一、二〇七の一・二〇七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二五〇の二、山川町西麓一一七の一・一一七の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七の六、一一七の八・一一七の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七の一二、山川町東麓二四の三・二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八九の二、九二の三、一〇四の一・一一一・一一二の一・一二〇の三・一二一・一六九・一七〇の一・山川町日鷲谷五の三・一九の一・一九の四・山川町矢落二三・三七の二・三九の三・四七・七三の三・山川町赤岩七三の六・七三の二一・七三の二四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県阿波市市場町大墓字大月一の一、一の三、一の八、二六一の一、二六一の六、字小竹二八、字小月五の一〇、五の一四、字白水一の五、一の二九、字竹倉一二の三、三五の一、三五の八、市場町大影字相栗一、二、一四八の一の二七、一四八の五、一四八の八、一四八の一四、一四八の一六、一四八の一七、字国行一五八の五九、一五八の八三から一五八の八六まで、市場町日開谷字稲荷五五一、五五二、字遅越三五九の三、三五九の一七、字僧都一六一から一六四まで、一六五の一から一六五の四まで、一六七、市場町切幡字坤山一〇二の四・一〇三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大月二六一の一、二六一の六、字坤山一〇二の四、一〇三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）